

令和 7 年 6 月公表分（教育庁）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の 該当号	備 考
1	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	総社市 総社市中央 1-1-1	3,500,000	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	
2	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	高梁市 高梁市松原通 2 0 3 4	2,191,190	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	
3	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	備前市 備前市東片上 1 2 6	3,494,000	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	
4	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	真庭市 真庭市久世 2 9 2 7-2	9,709,340	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	
5	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	浅口市 浅口市鴨方町六条院中 3 0 5 0	2,639,000	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	
6	教育庁 保健体育課	令和 7 年度「部活動の地域移行」推進事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）	令和 7 年 4 月 1 日	早島町 都窪郡早島町前湯 3 6 0-1	11,349,617	本事業実施に当たっては、中学校の設置者であり、モデル地域における広域的な取組が可能である市町村教育委員会が主体となって、他部署と連携しながら行うことが最適であるため、契約の相手方は市町村となり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第 2 号	